

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を（以下「この法人」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的にする。

(謝金対象者)

第2条 この法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議及び活動)

第3条 謝金の対象となる会議は、理事会がこの法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

(会議出席謝金)

第4条 会議及に出席した謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 この法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第7条 会議出席謝金の単価は、1時間当たり2,000円とする。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰めに換算して、400字詰め当たり2,500円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の1.5倍として計算した額とする。

(講師謝金の単価)

第9条 講師謝金の単価は、1回当たり1日20,000円から30,000円とする。

※宿泊を伴う場合の支払対象となる時間は移動時間を除く実働日数とする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第 10 条 第 2 条に定める謝金対象者には、第 7 条、第 8 条及び第 9 条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

附則 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。